

Title	植民地スターリング為替本位制について - 植民地通貨制度論争をめぐって -
Author(s)	本山, 美彦
Citation	経済論叢 (1969), 103(3): 268-285
Issue Date	1969-03
URL	https://doi.org/10.14989/133333
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

昭和二十七年二月一日 第三種郵便物認可

經濟論叢

第103卷 第3号

リーダーシップのディレンマ	田 杉 競	1
西ドイツにおける「石炭危機」 対策の展開と破綻	佐 々 木 建	20
植民地スターリング為替本位制について	本 山 美 彦	34
フォイエルバッハの愛の共同体	山 辺 知 紀	52

昭和44年3月

京 都 大 学 經 濟 學 會

植民地スターリング為替本位制について

— 植民地通貨制度論争をめぐって —

本 山 美 彦

I 植民地と金為替本位制

現段階における資本主義経済の貨幣本位制は、国内的には管理通貨制をとっているが、対外的には貸付信用の性格をもったドル為替本位制の一種である。しかし一般には、資本主義経済の安定は、ブロック経済的な金為替本位制でもってしか、その相対的な安定を保つことができないようである。かつてアジアにおいて、次いでヨーロッパにおいて採用された金為替本位制は、いわゆる支払信用的金為替本位制であったが、これは当時の資本主義が未だ産業資本主義段階に止まっていたことの反映であり、今日のような金融資本主義段階では、ドル為替本位制はもはや支払信用的な性格のものではなく、貸付信用的貨幣本位制の性格を有するものである¹⁾。従って、今日の国際通貨危機の問題に対処しようとしているIMFの構想が流動性論議に終始しているのは、産業資本主義段階の支払信用的為替本位制を、そのまま金融資本主義経済にあてはめようとするもので、資本主義の現段階に著しく無理解な現われである。アメリカを脅やかせていたフランスの巨額の金保有も、五月危機後瞬時に減少したり、マルク投機がそのまま国際通貨体制の足元を掘り崩しているのは、そのまま貸付信用的通貨制度の反映である。歴史的には、金為替所有国がその金為替発行国に対して、これと対等の経済力をもつとき、そしてこの金為替が金為替所有国における少数者の手に集中されるとき、当該金為替所有国は金為替発行国に対し、その所有する金為替を武器として、発行国に一定の発言権を獲得することができたようである。それは通貨制度の信認よりも、絶えず不信認の芽を妊む

1) 松岡孝児、「金為替本位制の研究」昭和11年、第6章参考。

ものである。今日の国際通貨制度の不安定はそのまま、アメリカの支配力が弱体化したあらわれである。その反対に、もし金為替所有国が金為替発行国に対し、その経済的勢力関係が劣位るとき、言い換えればその発行国が自主的信用政策のみに基いて、両国の取引きを発展させるとき、発行国はその発行した金為替を所有している国に対し、一定の支配的關係を確保することができる。そして金為替本位制とは理論的にも、歴史的にもこの後者にその本質をもっているのである。今日の国際通貨制度を金融技術的視角からのみ改革しようとする案が、ことごとく非現実的な様相を呈するのはその証左であろう。今日の体制は、管理通貨制と言えど、ドル為替本位制とでも言えるものであり、その金為替本位制としての性格をいささかも減ずるものではない。金為替本位制とは本来一定の政治的経済的支配・従属関係の下に、支払信用および貸付信用の成立しうるブロック経済にその完全な適例をみることができるのである。そしてそれは、植民地通貨本位制において全面的な開花、完成形態を享受するのである。すなわち、本国中心主義的植民政策において政治的勢力関係が一方向的に強力な場合に、この制度の採用を容易にするのである。

植民地の貨幣制度は、その最初は本国対植民地、又は植民地相互間の通商関係の成立を目的として一種の支払信用的関係が成立するのであるが、さらにその後、本国対植民地関係の発展は、資本主義経済の発展とともに、必然的に本国金融資本の植民地出動をみるのである。そしてこの事情が植民地発券銀行をして本国金融資本の貸付信用による金為替を発券準備とする本位制を出現させているのである。従って本國関係の金為替が植民地発券準備中に占める割合が大きいほど、それだけ植民地経済が本国にまきこまれる度合の大きいことを示している。金為替の存在は、それだけ輸出入業者に対し、その必要とする為替を一定の為替率をもって入手することが確実であるため、本国と植民地貿易とを強固に結びつかせる作用をもつ。特に国際経済において信認成立が否定されている時期には、金為替本位自体の存在を理由づける最も基礎的なものはこの植民地通貨制度なのである。この制度が円滑に進行すればするほど、資本主義

貨幣制度はそれだけ相対的安定をみる。しかし、一面それは極度の植民地搾取の上にもみ成立した安定であり、植民地の政治的・経済的独立とともにその安定性は崩れはじめ、ブロッグ外の巨大な力をもつ資本主義国によって解体させられてしまうのである。同時に、平等化した各国経済の闘争は再び国際通貨制度を混乱に導き資本主義の足元を掘り崩しはじめるのである。以上の認識をもって、本稿では、第2次世界大戦後のイギリス植民地の貨幣制度のもつ意味を問うことにする。この制度は現在でもフラン圏にその類似形態をみ²⁾、その紐帯の新たな強化策が構じられている。一方のイギリス側は、植民地の相次ぐ独立によりイギリス植民地の通貨制度的意味を過去のものとしつつあるのだが、資料が入手しやすいことと、植民地通貨制度の完成形態をそこに見出すことができるので、戦後から1955年までのイギリス植民地通貨制度に照準を定めることにする。

Ⅱ 植民地通貨制度の運営機構

イギリス本国による通貨金融制度の運営機構の最も強固な地域はコロニアル・エンパイア (Colonial Empire) と呼ばれる地域であり、ここにスターリング地域の中核が存在していた。英領植民地通貨は、貝殻貨、鉄蹄型銅貨 (manillas) から慣習的地方単位を刻まれた素材価値をもつ銀貨、さらには植民地政府により発行される紙幣、ロンドン市場に直結する銀行券等が錯綜して流通関係を形成していた。すなわちルビー銀貨圏、メキシコ・ドル銀貨圏、イギリス貿易銀圏等が重なり合い、金銀比価の変動に絶えず悩まされながらも、偶発的植民地経済が成立していた。しかし、かかる前資本主義的諸関係をもつ社会経済制度の上に、イギリス帝国の金融資本が浸透しはじめ、他国との経済的影響の強いルビー貨、メキシコ・ドルを一つ一つ駆逐しはじめた。このように植民地通貨制度の発展が、イギリス帝国の植民地経営の発展の中で確立して行ったのである。現行制度の一つの標準が確立されたのは、1912年に設立された西アフ

2) フラン圏の通貨システム、「東京銀行月報」第19巻第3号。

リカ通貨局 (West Africa Currency Board) である。この通貨局の成立によって初めてスターリング為替本位制が確立されたのであるが、独立国が第1次大戦後採用していた類似の金為替本位機構とは趣きを異にし、先にも述べた如く金為替本位制に内在する貸付信用的本質を全面的に顕現化させたものである³⁾。この西アフリカ通貨局の制度は1919年には東アフリカ通貨局、1928年にはサイプラス、1930年にはセチレス (Seychelles)、フィジィ (Fiji)、英領ギアナ、西インドに導入され、1938年にはマラヤ通貨局が設けられた。最も新しい通貨局はマルタ通貨局で、1947年に設立されている。このように植民地通貨制度として一時代を画した通貨制度は比較的新しいものなのである。植民地通貨はポンドを媒介とする一般の対外相場の他には、それ自身直接的に外国通貨との為替相場をもたない。植民地通貨当局は外国為替の取引きに当たるとはなく、植民地で諸銀行が利用する交換ルートはいろいろありえても、植民地通貨が外国通貨と交換されるのは、ポンドとのみである。この標準的システムの下では、各植民地の通貨当局は、現地通貨を発行する機能をもっているが、その機能は機械的であり、受動的である。すなわち自らの自由裁量に基いて通貨を発行したり回収したりする権限は与えられてはいない。当局は在ロンドン・ポンドに対して固定比率（プラス手数料）で、現地通貨を売買する義務をもっている。この制度によって以前に生じたようなポンドとの交換比率変動の問題は除去された⁴⁾。しかし、要求次第ポンドから現地通貨に、また現地通貨からポンドに自動的に交換しなければならない。通貨当局との取引をするのは現地政府でもなければ、現地住民でもなく、植民地銀行に限定されており、通貨当局の現地通貨売買の最低限は規定されている。すなわち西アフリカでは、1949年以降1

3) 本稿のようなテーマの邦語文献としては、内田勝敏、「ブリティッシュ・トロピカル・アフリカの研究—後進国経済発展の諸問題」昭和35年；矢内原勝、「金融的従属と輸出経済」昭和41年、がある。

4) イギリス資本の海外進出の過程は、メキシコ・ドル銀圏との抗争の歴史だった。メキシコドル銀貨は19c 末まで全ての植民地で無制限法貨であった。イギリスの植民地経営はこのドル銀貨の法貨制を奪うところから初まった。cf. H. A. Shannon, "Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard", *I. M. F. Staff Papers*, Vol. 1, No. 3, April 1951.

万5000ポンドであり、だいたい1万ポンドから1万5000ポンドの範囲であった。植民地銀行が追加的貨幣を必要とするときには、ロンドンにあるクラウン・エージェントに対し、その通貨当局勘定 (Currency Fund) に相当額のポンドを支払うのである。クラウン・エージェントは当該植民地通貨局の地方機関にロンドンにおいてポンドが払込まれたと報告し、報告を受けた当該通貨局は適宜植民地銀行に対し相当通貨を発行供給するのである⁵⁾。即ち、植民地貨幣造出は先ずロンドンで調達され、当該地区の通貨局の勘定に繰り入れられた後に、植民地通貨が地方当局によって銀行に供給されるのである。植民地通貨調達とはこのように、植民地銀行のロンドンでの自己勘定で当該通貨当局へポンドをトランスファーすることに他ならない。外国貿易商社の側から言えば、植民地で業務するさい、現地農民から生産物を購入するとき、現地通貨を植民地銀行の現地支店に預金しているときは問題でないが、通貨の足りないときは、植民地銀行のロンドン本店にポンドを払込み、上記手続きで銀行が取得した現地通貨の供給を受ける。農民は販売の対価として受けとった植民地通貨が不要の時は、銀行に預金し、その銀行も通貨過剰のときは通貨当局に現地通貨を持ちこみ、ポンドを回収するのである。通貨当局はかかる現地通貨の収縮に伴うポンドの臨時的な要求に應ずるため、現地通貨の発行額プラス追加的保障分を (通常110%準備通貨制)、イギリス本国の国庫証券その他の形でのポンド資金の保有を義務づけられている。これが例の植民地ポンド残高の一部を構成するのである。従って通貨当局の収入はトランスファーの手数料 (通常 $\frac{1}{2}\%$ ~1%で、この手数料の高さのみ当局は自由裁量をもっている。) プラス投資収益であり、これがクラウン・エージェントにある政府資金項目を形成する。通貨発行業務の唯一の窓口機関である銀行には、政府系銀行は一つもなく (許されず)、もっぱら民間商業銀行のみであり、これが植民地の鉱業・農業・公共事業等の海外投資や、一次

5) 東・西アフリカ両通貨委員会は例外である。それらはロンドンにあり、Crown Agentと結びついてはいるが直接に行動し、その支配下にはおかれていない。また香港では、政府庁部局と植民地商業銀行の複合体が通貨委員会の代用をしていた。cf. H. A. Shannon, "The Modern Colonial Sterling Exchange Standard", *I. M. F. Staff Paper*, Vol. II, 1951-52.

産品輸出に関する外国貿易商社が現地生産者からの仕入れ、海外市場へ売却する機関への売込みに伴う金融業務の殆んどを扱い、土着企業への金融はほんの僅かである。また、つけ加えておかねばならないのは、通貨当局の保有ポンドのみならず、植民地保有の全ポンドを自国政府証券に投資することは許されていないことである。いずれにしてもかかる植民地通貨制度によって、本国と植民地との経済は完全に一体化されたのである。以上見てきたように、英領植民地の通貨制度は、いわゆる金為替本位制を極限にまでおし進めたところのスターリング為替本位制とでも称すべきものである。

さて英領植民地のこの100%準備通貨制度は、結果的に現地通貨発行分に見合うだけのポンドをロンドンに保有しなければならず、それがイギリスに対するポンド債権、すなわちポンド残高を構成するにいたったものだが、そしてその名目が緊急の通貨縮小に備えたものなのだが、現実には戦時中と戦後植民地通貨が回収されたことは殆んどなかったのである。例えば大戦中異例の通貨流通の増加にあったトリニダドでは戦後通貨の償還は禁止された。同じように西アフリカも戦後ポンド対価の通貨発行は許されても、既に発行された通貨を回収する権限はなくなっている⁶⁾。(第1表)

法制的に禁止されていなくとも、ロンドン金融市場との関連で通貨の回収が不可能となる場合が多かった。これは次の理由による。植民地には中央銀行も、組織的金融市場も存在しておらず、全

第1表 西アフリカ通貨発行並に償還
(単位 千ポンド)

年 度	発 行	償 還	通貨流通累積総額
1942	4,192	0	12,888
1943	6,190	0	19,079
1944	2,471	0	21,550
1945	3,312	0	24,862
1946	4,132	0	28,994
1947	7,945	0	36,939
1948	5,935	0	42,924
1949	20,131	0	63,054

(出所) S. Sayers, *Banking in the British Commonwealth*, p. 430.

6) A. Hazlewood, "Sterling Balances and the Colonial Currency System", *The Economic Journal*, Dec. 1952, p. 945.

面的にロンドン金融市場に依存するのみである。ところが植民地とロンドンの間の通貨のトランスファーには手数料を支払わねばならない。植民地通貨の需要が減退すると、余剰通貨は現金で地元住民に退蔵されなかり、銀行に預金される。その銀行手許資金の運営はロンドン金融市場での投資収益とトランスファー手数料で決定されるのであるが、1933年以後ロンドン金融市場は極端な低利率が支配していた⁷⁾。従って通貨輸送の往復に要する手数料を考えた場合、それを上まわる利回りを得るためには、少くとも1年以上の長期証券に投資せねばならないので、繁忙期の波に合わなくなってしまう。すなわち毎年植民地では6月に需要が増え、9月にはピークとなり、12月頃需要は減退する。特にココアのような輸出用一次生産物に依存している西アフリカでは、この季節変化の波は正確にあらわれてくる。従って、銀行はその保有資金の大部分を植民地内に留めざるをえなかったのである。このようにロンドン金融市場の低金利は、植民地通貨の縮少を事実上不可能にしてしまった。この問題は後に通貨の供給弾力性のところでものべるが、この節では原理として通貨の伸縮性が考えられていても、現実にはそれは著しく非弾力的であったことを確認しておくことが大切である⁸⁾。

Ⅲ 本国から見た植民地通貨制度の利点

ここでは、かかる植民地通貨制度の本質を詳述することを止めて、この制度が一般に健全な幣制であると主張されている点を吟味する。戦前のインドの金為替本位制を支持した経済学者としてケインズがある。彼はその著 *Indian Currency and Finance* において、健全な幣制の根本原則を示している。すなわち、

「各自の幣制問題とは左記の目的を達成することにある。

7) I. Greaves, "Sterling Balances and the Colonial Currency System: A Comment", *The Economic Journal*, Dec. 1953, pp. 922-923. 3ヶ月もの $\frac{1}{2}\%$ とされる。

8) 植民地通貨制度確立の直接動機は、現地流通の銀貨を回収することにあつたので、植民地通貨の過剰発行は初期から運命づけられていた。cf. G. L. M. Clauson, "The British Colonial Currency System", *The Economic Journal*, April 1944.

(1) 外国貨幣を必要とする場合に、自国貨幣と外国通貨との為替相場に変動を生じるといような危険を除くこと。

(2) これに適合する最少限度の程度に保有の準備金や実際の金貨を国内で使用する事。⁹⁾ これはケインズも委員の一人であったチェンバレン委員会がインドにおける金為替本位の眼目として提出したものと同一であった。すなわち「これら、流通銀貨並に紙幣に対しては、外国債務の決済にいつでも応じることのできるように、国内通貨のある割合をポンドに換えて絶対的準備に備えること。」¹⁰⁾を委員会は唱道したのである。もしケインズの所説を信じれば、健全な幣制の唯一の目的は外国為替相場を一定にして、外国債務の支払に便宜を与えるものであるはずだが、その同じケインズが他の著作でその旧意見を捨てて、イギリス国内の幣制については次のように言っている。「外国為替相場の安定は、外国貿易に従事する人々が能率をあげ、利益をますのに便宜であるくらいの性質のものにすぎないのであるが、物価の安定こそ各種の欠陥を除くべき重大な職なのである。」¹¹⁾このように、金為替本位制は外国貿易に従事する人々に便宜を与えるだけで、健全な幣制の真の職分はこんな生易しいものではないとも言うのである。植民地に対しては厳しく外国為替の安定を要求し、国内的には国内通貨供給の弾力性を主張したケインズの言葉の中に、何よりも赤裸々な植民地通貨制の本国側における利点が告白されていることを我々は見るのである。植民地通貨はポンドを媒介とする一般的対外相場の他には、それ自身直接的に外国通貨との為替相場をもたない。厳密にいうとこれら通貨当局の本質は、中央銀行機能を持つものではなく、また外国為替に関与しないものであり、現地政府に現金を供給することもできないのである。その基本的性格は、銀行を通じてのみ地方事業に通貨を供給することにある。従ってこの通貨制度は、国際的な通貨事情からの影響を遮断し、植民地投下資本の元本・利潤の価値変動から生じる不安定を除去するのである。かかる形で母国資本を中心とし

9) J. M. Keynes, *Indian Currency and Finance*, 1924, p. 124.

10) *Report of the Chamberlain Commission of 1914*, Chap. V, pp. 217-222.

11) J. M. Keynes, *A Tract on Monetary Reform*, 1923, pp. 163-64.

たポンドでのみの決済機構によるスターリング信用貨幣の流通圏に結合し、土着経済の中に資本主義関係が浸透して行く地ならしの役目を持つのがこの植民地通貨制度である。かつて、スターリング地域のポンド残高が減少の傾向を見せる中で、植民地のポンド残高のみが上昇していることから、これは植民地搾取の反映だとの非難が高まったのであるが、これに対し植民地経済研究委員会 (the Colonial Economic Research Committee) のメンバーの一人であるグリーブス女史は、次のような反論をした¹²⁾。すなわち、植民地保有ポンドと自治国保有ポンドとを同一視するのは誤りである。中央銀行も、独立した貨幣制度も、国内資本市場も持たない植民地と他の独立国との違いを認識せねばならない。政治的にも経済的にもイギリス本国と結びつき、すべての取引がイギリスを通じてなされる以上、これはイギリス金融体系の一部を構成しているのである。ポンド残高の増加は取引の増加、植民地経済の活発化のためである。その増加は現地で業務する銀行や商社が現地通貨を得るために当局にポンドを払込んだためなのである。以上がグリーブスの説である。何故、植民地の金融投資機関が不備なのか、従来貯蓄銀行が現地住民と結びついていたにすぎず、商業銀行はすべてイギリス人所有であった。不動産銀行にいたっては皆無であった。金融機関が不備なるがゆえに、植民地資金のすべてがロンドンに保有されるのか、資金がロンドンに吸収されるがゆえに植民地金融機関の発達が等閑視されるのか。いずれにせよ、植民地資金のロンドンへの移転はイギリス金融勢力の増大、イギリス産業の活発化であって、植民地土着企業の沈下であることには変りはない¹³⁾。植民地の多くは、輸出に依存している。従って資金に対する需要も主としてこれがしめ、しかもこの場合、イギリス大商社が銀行に対する需要者としてあらわれ、これら資金需要の変動こそ通貨量を規制するのである。A・S・Gバスターは次のように言っている。「帝国内諸銀行の最も重要な仕事は、信用の開設および自治領・植民地に対する加工製造品の船積、および本

12) I. Greaves, "Sterling Balance of Colonial Territories", *The Economic Journal*, June 1951, p. 434.

13) 矢内原忠雄,『帝国主義下の印度』第二章,昭和11年参照,『矢内原忠雄全集』第3巻,1963年所収。

国に対する原料の船積を内容とする諸手形の買入れ、売却からなっている。]¹⁴⁾ この制度下では、イギリス貿易業者は植民地通貨と、ロンドン・スターリングとの交換比率変動リスクの懸念はなく、それだけ投資を確実にできるのである。

かかる通貨制度のイギリス本国側における利点は国際貿易面だけではない。この制度の根本的利益は、通貨準備をロンドンに移すことである。在ロンドンの植民地通貨準備はポンド証券に投資され、イギリスの金融を緩慢にし、イングランド銀行の準備金を強固にした。1955年当時、パーム・ダットの計算によると¹⁵⁾、植民地のポンド残高は12億8000万ポンドをしめしている。同年の海外諸国全ポンド残高（植民地を除く）が、24億ポンドであったことを考えると、いかに植民地のロンドンに対する金融の比重が大きいかわかるだろう。しかも植民地全域の住民は1955年で7500方にすぎなかったのである。このポンド残高を植民地は自国政府証券に投資することを禁止されていた。イギリスの常としてこの証券投資先の具体的データを公表していないが、1952年だけは資料があり、それによると当時の約9億ポンドの植民地ポンド残高のうち、2年以上5年未満の証券に約3億ポンド、5年～20年のものに4億ポンド、20年以上の長期証券には1億ポンドが投資されていて、1年満期の短期証券等の流動資産にまわされているのは1億ポンドにすぎないのである¹⁶⁾。（但し銀行保有分除く。）これらは満期まで持たされ、その上さらに減債基金の積立てが強制されていた。その詳細も分らないが、グリーブスの数値から推算すると、1952年には1億ポンドであったと思われる¹⁷⁾。このことに、英連邦構成審議会委員（Assistant Chief of the British Commonwealth Division）のシャノンが非難している¹⁸⁾。

「植民地のような貧乏国が、かかる巨額のポンド残高を永久資産(permanent

14) A. S. G. Baster, *The Imperial Banks*, 1929.

15) R. Palme Dutt, *The Crisis of Britain and the British Empire*, Rev. ed., 1957, p. 303.

16) "Sterling in the World Today", Midland Bank, *Monthly Report*, Feb. 1956.

17) I. Greaves, "The Colonial Sterling Balances", *Essays in International Finance*, No. 20, Sept. 1954, p. 6.

18) H. A. Shannon, "The Sterling Balances of the Sterling Area, 1939-49", *The Economic Journal*, Sept. 1950.

Asset) のような形で保有しているのは、植民地通貨制度のもつ害悪である。これはイギリスがとりきめた植民地開発法の苛酷な相殺的義務である。」

これに対し、先のグリーブスは、シャノンが銀行保有のポンドも植民地ポンド残高とみなし、その数字の大きさに驚いているが、銀行資産（支店現金、コール・マネー、大蔵省証券や自治国証券への投資）は植民地政府の財産ではないので、これをシャノンのように「植民地の公的資産」と混同してはならないと言う¹⁹⁾。またホンコン大学のキングもグリーブスを擁護して、自国政府証券に投資してはならぬ、というア・プリオリな理由はないが、植民地が自国で金融しようとするとき、その発行は地方的小金融に限定されて不利である。むしろロンドンでの金融をあおぐべきだ。自国証券をロンドン市場においても不安はないはずで、誰かがそれを買うかぎり、白ら買う必要はない。現にマラヤは1955年にその全てのポンド残高を長期証券に投資する決定を自らしたではないか、と言う。確かに自国証券投資を植民地が禁じられていることが、イギリスに金融をあおげないことを意味しないのだけれども、しかしなお膨大な資金がイギリスの金融業務にとって有利に運用され、そのために植民地が不利を蒙っている事実は否定できない。しかも後述するように、ロンドンでの植民地の起債額は僅少だったのである。グリーブスは植民地内に有利な投資市場はないと言っているが²¹⁾、今もし植民地が国際市場におけるイギリスの支払能力を確かめるため、イングランド銀行にある自己の準備金をニューヨークに移すと迫ったら、イングランド銀行の破綻は明らかである。

このように、植民地通貨制度の実施は、植民地住民自身の経済的事情から出たものではなく、むしろ外部たる「本国」資本の要求から出たものである。主として、植民地に対する貿易および投資の増進がこれを要求したのであり、これが植民地金融制度をして「本国金融制度の一拡張部分たらしめる」²²⁾のである。

19) I. Greaves, *op. cit.*, in *The Economic Journal*, June 1951, p. 437.

20) F. H. H. King, "Sterling Balances and the Colonial Monetary System", *The Economic Journal*, Dec. 1955, p. 721.

21) I. Greaves, *op. cit.*, p. 438.

22) I. Greaves, *ibid.*, p. 434.

IV 植民地通貨制度成立条件としての輸出超過

植民地通貨制度の前提は、必らず植民地が輸出超過を達成することである。従って入超という事態が一時的なものでなく構造的なものである、となるとこの通貨制度は成立しなくなる。しかし数字でみるかぎり、植民地は膨大な輸出超過を一貫して達成してきている（第2表）。

第2表 西アフリカの貿易収支黒字 (単位 百万ポンド)

	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1947—51年
出 超 分	30	47	28	58	73	236

(出所) *An Economic Survey of the Colonial Territories*, Vol III, No. 281-3 より。

実際イギリス植民地の原料資源はきわめて豊富である。例えば茶は世界総生産の $\frac{3}{4}$ 、マンガンは $\frac{2}{3}$ 、羊毛は $\frac{1}{2}$ 、ゴム $\frac{1}{2}$ 、クローム $\frac{1}{2}$ 、ココア $\frac{1}{2}$ 、スズ $\frac{2}{3}$ である²³⁾。特に植民地の貿易収支は対ドル地域に著しくよく、これがドル・プールに大きく貢献したのである（第3表）。

第3表 植民地の対ドル地域輸出入 (単位 百万ポンド)

	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
輸 入	118	114	110	129	134	117	124	138
輸 出	130	130	243	276	190	166	168	203

(出所) Board of Trade, *The Commonwealth and the Sterling Area. Statistical Abstract*, No. 76, 1955, p. 6, 7 より算出。

これらの輸出の伸びは、朝鮮動乱による一次産品ブームに負うところが大きい。また1949年9月18日のポンドの対ドル30.5%の切り下げと、1950年アメリカ景気上昇も寄与している²⁴⁾。1945年から6年間にマレーとセイロンのゴムは15億5500万ドルをかせぎ、これはスターリング地域が商品輸出によって取得したドルの $\frac{3}{4}$ に相当する²⁵⁾。この収益の大部分は価格上昇に負っている。ス

23) *The Economist*, May 31, 1952.

24) *The Economist*, Dec. 20, 1952.

25) *The Economist*, May 24, 1952.

第4表 主要原料価格変動 (単位 ドル)

	1950年	1951年		1952年
	1月～6月	3月	9月	3月
羊毛(1)	68	188	59	54
錫(1)	72	181	109	119
ゴム(1)	21	73	35	51(2)

註(1) 各商品100ポンドあたりの価格。

(2) ゴム, 1952年4月。

(出所) I. M. F. *Annual Report*, 1952, p. 12より。

ターリング地域の三大輸出原料である羊毛, 錫, ゴムの価格変動は第4表で示される。

しかもこの三原料の世界輸出額の75%はスターリング地域からのものである。

輸出超過を植民地が続けるかぎ

り, 国内通貨発行源は不断に確保される。しかし, もし入超になった場合は新規の通貨発行はされなくなる。国内需要を満たすためには輸入をせねばならず, そのためには通貨準備中のポンドを(入超時)消費することから, 国内通貨は収縮してしまう。もちろん植民地の所得を形成するのは, 輸出収益だけではなく, 公私の資本流入もあり, 鉱山・材木・輸送企業労働者・軍隊・政府雇傭者に支払われる賃金, 観光収入などがある。しかしそれらは輸出収益の大きさに比すれば微々たるものである。それらは既発行通貨量の保障たりえない。従って入超になれば, この通貨制度は成り立たないことに変わりはない。

かかる危惧に備えるために設立されたのがマーケティング・ボード(Marketing Board)である。戦時中, 輸出価格が非常に不安定だったことから西アフリカとウガンダに設立された。この機関の任務はできるだけ生産物価格の季節的変動をさけることにあり, 安定価格で生産者から生産物を買入れることであった。世界市場価格が高い時にはそれより低い価格で生産者から買い, 世界市場価格が低すぎる時には, それより高い価格で買入れる意図であった。ところが既にのべたように, 戦後の原料価格が異常な高騰を示した。そのため世界市場価格が下落したときに価格の下支えをする意図で世界市場価格より低い価格で生産者から仕入れていた当局の稼得ドル, ポンドは巨額なものとなった²⁶⁾。こ

26) 西アフリカ・マーケティング・ボード批判には次の論文が最適である。P. T. Bauer and F. W. Paish, "The Reduction of Fluctuations in the Income of Primary Producers", *The Economic Journal*, Dec. 1952.

の剰余もイギリス本国証券に投資され、輸入には使われなかったもので、マーケティング・ボードのポンド残高は増加の一途をたどったのである（第5表）。

第5表 西アフリカ並ウガンダ・マーケティングボード資金

(単位 百万ポンド)

1950年12月	1951年6月	1951年12月	1952年6月	1952年12月
83	109	133	132	133

(Cmd. 8856 より。)

こう言ったシステムに対し、オックスフォード大学後進地域研究所のA・ヘイズルウッドの非難がある。彼はグリーブスの前述論文が、輸入禁止という形をとらされている植民地の重荷を無視していると言いつつ、「植民地通貨制度はスターリング為替本位制であり、通貨増発は植民地の輸出によって稼得されたポンド（ドル）を通貨当局に払込むことによって実現する。かかる形で獲得した通貨は輸出に見合う輸入であって、もし国内の通貨増発が要請される場合は、他の輸入をあきらめねばならない……本来輸入にあてられるべき稼得ポンドが、通貨の保障準備として拘束されてしまっているのである。」²⁷⁾

これに対しグリーブスは、「ヘイズルウッドは植民地住民が通貨を得れば得るほど、輸入が減少する、と言っているがこれは経験的事実に反した極論である。……1940年以來の西アフリカ通貨の増大は、ロンドン金融市場の低金利のためであり、手数料のことを考慮して銀行が通貨を手許に保有しており、従って当局は通貨を回収する必要がなかったのである。だからこの事態はポンド輸入を減少させた反映ではない。」²⁸⁾と言う。さらに別の論文で、「統計上の植民地の輸出・輸入数値は、植民地住民の受け取り貨幣と輸入に表現されるドル請求権とを正確にあらわしていない。ゴム・銅・錫等の輸出業者の殆んどは英国商社で、その収益は英国商社のものである。植民地のドル剰余は、そこで投資したイギリス本国投資家のものである。また植民地がイギリスから工業製品を

27) A. H. Hazlewood, *op. cit.*, p. 944.

28) I. Greaves, "Sterling Balances and the Colonial Currency System: A Comment", *The Economic Journal*, Dec. 1953, pp. 922-923.

輸入する場合、その製品の原料はイギリスがドル地域から輸入にあおいだものである。²⁹⁾すなわち、植民地のイギリスからの工業製品輸入は、イギリスがドル地域に払った犠牲の産物である、と言っていることになる。「植民地においては、イギリス程消費を制限されていない。植民地住民は本国住民が禁止されている時でも、そのポンドで好きなものを購入できるのである。」³⁰⁾

しかし、かかる反論は原則論をくり返すだけで、ヘイズルウッドが指摘するように反論になってはいない。事実においてはどうかだったのか？（第6表、第7表、第8表）

第2次大戦前は、いわゆる三角貿易と言って、イギリス本国は対ドル地域入超、対スターリング地域出超、海外スターリング地域が対ドル地域出超と、資金循環はうまく行っていた。ところが戦後、海外スターリング地域は対本国関係不変で、対ドル地域入超に逆転している。しかし既にみたように植民地の対ドル地域は著しく出超であり、他方輸入は極力抑えられている。資料からみる限り、植民地のドル物資輸入の程度は他のスターリング地域の増加程度と比較すると著しく抑圧されているのである。植民地の輸出はドル地域に向けられて

第6表 植民地の輸入

年	1951	1952	1953	1954	1955
単位百万ポンド	1,444	1,357	1,281	1,270	1,499

(出所) *The Commonwealth and the Sterling Area, Statistical Abstract, No 76, 1955.*

第7表 植民地のスターリング地域からの輸入

年	1951	1952	1953	1954	1955
単位百万ポンド	516	545	516	506	589

植民地相互間を除く。

(出所) 第6表と同じ。

29) I. Greaves, "Dollar Pooling in the Sterling Area: Comment", *American Economic Review*, Vol. XLV, 1955, p. 656.

30) I. Greaves, *ibid.*, p. 656.

第8表 スターリング地域の対ドル地域からの輸入

年	単位 百万ドル			1948=100		
	英本国	植民地	他のスターリング地域	英本国	植民地	他のスターリング地域
1948	1,634	310	875	100	100	100
1949	1,606	220	805	98	71	92
1950	1,206	135	590	74	44	67
1951	2,055	215	1,100	126	69	126
1952	1,668	195	1,165	102	63	133

〔註〕1948年を基準にしたのは1947年ポンド交換性失敗により、この年から輸入制限が一段と厳しくなったからである。

(出所) Cmd. 8976, *United Kingdom Balance of Payments, 1946 to 1953*.

おり、輸入先はスターリング地域に限定されている結果として、ポンド残高が累積するのは何を意味するのか。W・A・ルイスは言う。「多くの植民地はその生産物を世界市場価格より高い価格でイギリスから買わねばならない。」「彼等は必要な物資、特に資本財を輸入することができず、その結果開発計画は遅退している。彼等はイギリスが対価として引き渡すことのできない物資をイギリスに払込んでいるのである。」「もし植民地が自分の言いたいことを自由に言えるのなら、彼等が充分な工業製品供給を得るのを妨げているイギリスの植民政策を弾劾するだろう。不幸にも植民地は発言を許されず、自由裁量の為替管理の実施もできない。このようにポンド残高は今年も翌年も増加し続けて行くだろう。」³¹⁾同じくヘイズルウッドは、「植民地全般に言えることは、最も大きな影響を与えているのが、この通貨制度であり、これが輸出超を強制するのである。」³²⁾

V 植民地通貨の伸縮性

かかる植民地通貨制が、対ポンド平価の安定のみによって、効力があるとす

31) W. A. Lewis, "The Colonies and Sterling", *The Financial Times*, January 16, 1952.

32) A. Hazlewood, "Colonial External Finance since the War", *The Review of Economic Studies*, Vol. XXI, (1), No. 54, 1953-54, p. 38.

れば、これは植民地の経済生活を閉却した結果に他ならない。しかし、植民地通貨制度は国内物価の安定に役立ったのか。残念ながら植民地の物価統計が今のところないが、同様の通貨制度を施かれた植民地インドをみると、1900年から1914年までの物価昂騰の趨勢は他国にも比類ないものだった³³⁾。略言すれば、植民地通貨制度は国内通貨を不換紙幣に代えて発行過剰と物価騰貴の欠点を遺憾なく発揮させたのである。戦費調達のためのインフレーションは植民地通貨制度下でなくとも起こりうるが、植民地通貨体制はこれを促進するだろう。事実アフリカ通貨局は、第2次大戦中自己の領域のみならず、イギリスが大戦中占領した他の東アフリカ地域や、エチオピア等への通貨供給の役割を負われ、1932年の流通額350万ポンドから、1943年には約2100万ポンドと6倍も増えていて、その後償還されず終いである。植民地通貨制度はその中にインフレ体質を常にもつ制度である。現地生産物の輸出により稼得したポンドを対価に通貨発行を許されるわけだが、手にした植民地通貨で国内生産物を買おうとするときには、国内用生産物の殆んどが輸出されており物資は相対的に稀少となっている。しかも貨幣所有者は輸出収益を手に入れたばかりなので需要は多い。国内商品価値量に対し、常に貨幣の名目総価値量が凌駕するのである。これでも輸入が無制限に許可されれば良いのだが、輸入を大幅に行えばそれだけ貿易収支の黒字幅は縮まり、通貨発行そのものが許されなくなってしまうメカニズムであることは既に見たとおりである。通貨が過剰になれば、銀行に預金し、銀行はそれをポンドに交換すれば通貨は収縮するはずだが、実際には西アフリカの例でみたように戦後は回収はなく発行があるのみである。これは銀行側からすれば、ロンドン金融市場の緩慢化の不利とか、繁忙期のサイクルのこともある。また兌換最低限の高額からくる事実上の兌換不可能の問題もある。東アフリカの場合約2000万ポンドの流通高に対し、15000ポンドが兌換最低限であることから、その不可能性は明らかである。またポンド残高の百分近くが長期証券に投資されている実情では、兌換そのものの禁止を意味

33) Shah, K. T., *Sixty Years of Indian Finance*, 1927, p. 32.

するに等しい。グリーブスがヘイズルウッドに対し、「通貨資金の存在は1ペニーも植民地の購買力を減ずるものではない。」³⁴⁾と言っても、論理的にも経験的にも間違いが明らかである。

ところが実際にはイギリスの植民地は戦前のインドほどのインフレを示さなかった。これはヘイズルウッドによれば、現地住民の現金退蔵の習慣によって銀行に通貨が還流しないためである。「この姿が植民地貨幣事情での経験的事実であり、流通貨幣が減らない事情の核心である。」³⁵⁾

イギリス植民政策は、植民地通貨制度という巧妙な制度の導入によって、植民地内部に信用制度の発達、従って資本の造出がなされるのを阻止し、植民地住民を前貨幣経済的段階にとどめておき、現地生産物のみ輸出用商品として世界市場へ適応させること、すなわち植民地内部に資本主義が勃興するのを阻止しつつ、その果実のみ資本主義的に利用することに成功したのである。

次号では、本稿の続きとして、植民地通貨の伸縮性、植民地からの資本輸出、ドル・プール制の意味、ポンド残高問題を、やはり植民地通貨論争とのからみあいのもとで検討して行くことにする。

(なお本稿はさる昭和43年12月7日京都生研会館で開かれた信用理論研究会関西部会報告に手を加えたものである。)

34) I. Greaves, "Sterling Balances and the Colonial Currency System: A Comment", *The Economic Journal*, Dec. 1953, p. 921.

35) A. Hazlewood, *op. cit.*, in *The Economic Journal*, Dec. 1952, p. 945.